

第76回国民体育大会
亀山市準備委員会

第3回総会



日 時 平成31年1月31日（木）14時10分～

場 所 青少年研修センター 1階 集会場

目 次

第76回国民体育大会亀山市準備委員会 第3回総会

【報告第1号】

第76回国民体育大会亀山市準備委員会役員、委員等の変更・・・・・・・・・・ 1

【報告第2号】

第76回国民体育大会の開催地及び競技別会期の決定・・・・・・・・・・ 2

【報告第3号】

第76回国民体育大会デモンストレーションスポーツの決定・・・・・・・・・・ 3

【議案第1号】

(仮称) 三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会の設置 (案)
・・・・・・・・・・ 5

【参考資料】

資料1 第76回国民体育大会亀山市準備委員会名簿・・・・・・・・・・ 19

資料2 第76回国民体育大会亀山市準備委員会会則・・・・・・・・・・ 20

資料3 第76回国民体育大会亀山市準備委員会事務局規程・・・・・・・・・・ 24

第76回国民体育大会亀山市準備委員会

第3回総会 次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

【報告第1号】

報告第1号 第76回国民体育大会亀山市準備委員会役員、委員等の変更について

【報告第2号】

第76回国民体育大会の開催地及び競技別会期の決定について

【報告第3号】

第76回国民体育大会デモンストレーションスポーツの決定について

4 議事

【議案第1号】

(仮称) 三重とわか国体・三重とわか大会亀山市実行委員会の設置(案)について

5 閉会

報告事項

第76回国民体育大会亀山市準備委員会役員、委員等の変更

第76回国民体育大会亀山市準備委員会会則第9条第3項に基づき、平成30年4月27日から平成31年1月31日までの間における第76回国民体育大会亀山市準備委員会役員、委員等の変更について、次のとおり報告します。(敬称略)

副会長

所属機関・団体・役職名	新任者	前任者
亀山市議会 議長	小坂 直親	西川 憲行

第76回国民体育大会の開催地及び競技別会期の決定

平成30年7月18日開催の公益財団法人日本スポーツ協会理事会及び平成30年12月13日開催の同協会国民体育大会委員会において、第76回国民体育大会の開催地及び競技別会期が決定されましたので、次のとおり報告します。

1 開催地 三重県

2 亀山市開催競技及び競技別会期

開催競技	種 別	競技会場	会期 (2021年)
ウエイトリフティング	成年男子	西野公園体育館	9/30～10/2
	少年男子		10/2～10/4
	女子		10/3～10/4
軟式野球	成年男子	西野公園野球場	9/26～9/27

第76回国民体育大会デモンストレーションスポーツの決定

平成30年3月19日開催の第76回国民体育大会三重県準備委員会第11回常任委員会において、第76回国民体育大会デモンストレーションスポーツ亀山市開催競技が決定されましたので、次のとおり報告します。

競技名	団体名	会場
カローリング	三重県カローリング協会	東野公園体育館
スポーツ鬼ごっこ	三重スポーツ鬼ごっこ愛好会	亀山西小学校
ビリヤード	三重県ビリヤード協会	西野公園体育館
ユニカール	亀山市レクリエーション協会	東野公園体育館

議案

(仮称) 三重とこわか国体・三重とこわか大会
亀山市実行委員会の設置 (案)

1 趣旨

平成30年7月18日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、三重県での国民体育大会の開催が決定されたことから、国民体育大会開催基準要項第25条第1項に基づき、亀山市実行委員会を設置します。

2 実行委員会の概要

(1) 名称

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会

(2) 組織

ア 第76回国民体育大会亀山市準備委員会（以下、「準備委員会」という。）の総会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会に引き継ぎます。

イ 総会から委任された事項や専門委員会の設置に関することなどを審議、決定するため、常任委員会を設置します。

ウ 常任委員会から委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告などを行う専門委員会を設置します。

(3) 役員、委員等

ア 会長、副会長等の役員は、準備委員会の役員を充てるものとします。

イ 市を取り巻くさまざまな団体との連携を図り、組織を強化するため、より幅広い団体等の代表者を新たに委員とします。また、委員の中から常任委員を選任します。

ウ 会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う参与を新たに選任します。

3 会則の改正等

組織名称を変更するとともに、組織強化を図るため、準備委員会の会則等を改正します。

また、これまでの準備委員会で決定された方針、計画及び関係諸規定については、「第76回国民体育大会亀山市準備委員会」とあるものを「三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会」に読み替えるものとします。

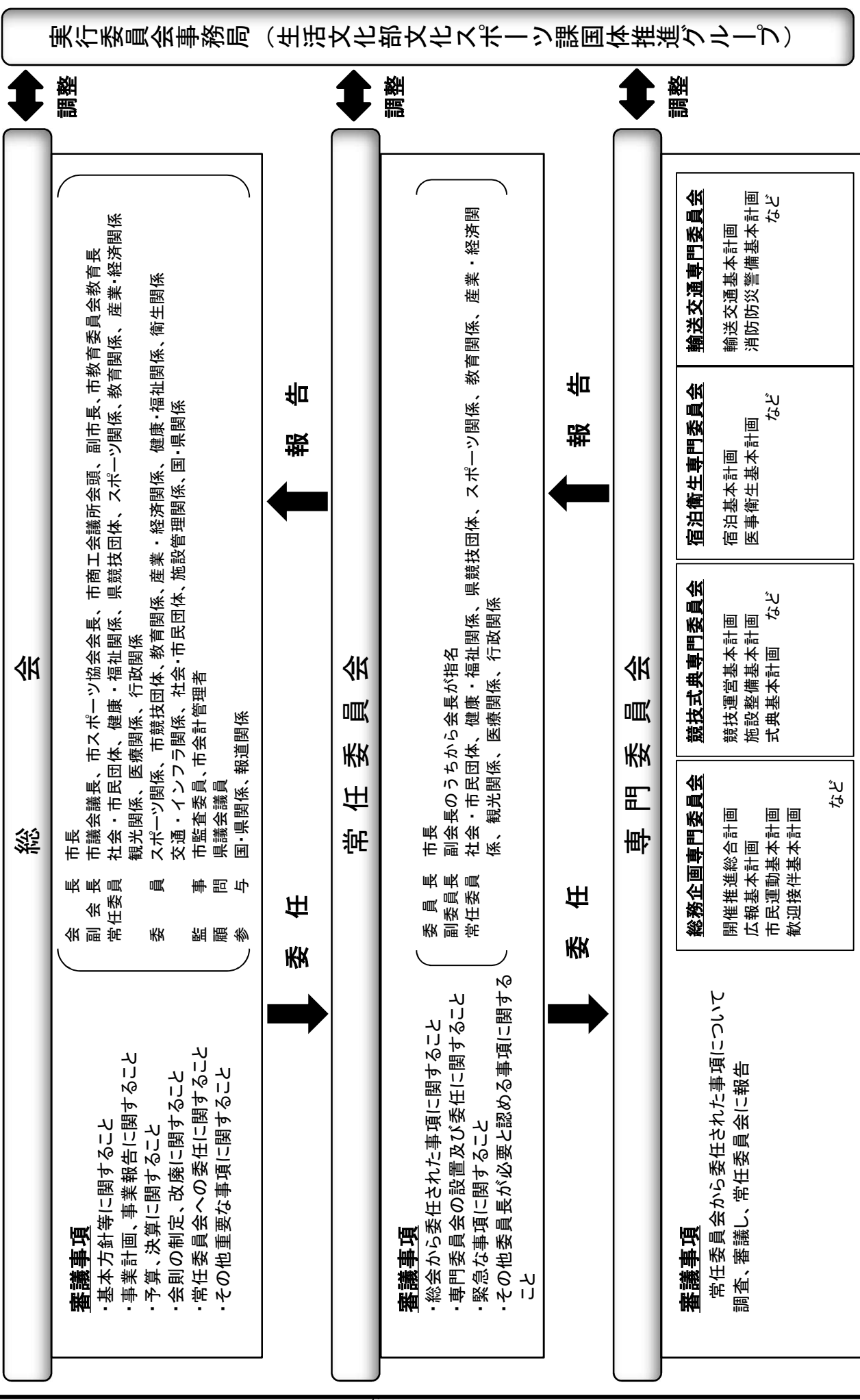
参考事項：国民体育大会開催基準（抜粋）

25 開催県実行委員会及び会場市町村実行委員会

(1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と競技の上、必要に応じて措置する。

(仮称) 三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会組織図 (案)

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会



三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第76回国民体育大会において、亀山市で開催される競技会（以下「競技会」という。）を実施するために、必要な準備および大会の総括的運営に当たることを目的とする。

（所掌事務等）

第3条 実行委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針並びに計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に関すること。
- (3) 競技会の開催及びその準備に係る経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事務及び事業に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 亀山市を代表する者
- (2) 亀山市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に次の役員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監 事 2名

（役員を選任）

第6条 会長は亀山市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、第4条に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解くことができる。

3 会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

- (4) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
- (6) その他重要な事項に関する事。

3 総会の議長は、会長又は会長の指名する副会長とする。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、または書面により議決に加わることができる。

5 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関する事。
- (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への委任に関する事。
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事。

7 前条第4項及び第5項の規定は、常任委員会において準用する。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。

9 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき又は総会等の権限に属する事項のうち軽易なものについては、これを専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、亀山市生活文化部文化スポーツ課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、亀山市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成29年8月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月27日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成31年1月31日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第76回国民体育大会亀山市準備委員会の役員等である者は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会の役員等に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第76回国民体育大会亀山市準備委員会の方針、計画及び関係規定等中「第76回国民体育大会亀山市準備委員会」とあるものは、「三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会」と読み替える。

準備委員会から実行委員会への移行に係る会則改正（案）

改 正 後	改 正 前
<p><u>三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会会則</u></p> <p>第1章 総則 (趣旨) (削除)</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この会は、<u>三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会</u> (以下「<u>実行委員会</u>」という。) と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <u>実行委員会</u>は、第76回国民体育大会において、亀山市で開催される<u>競技会</u> (以下「<u>競技会</u>」という。) を実施するために、必要な準備および大会の総括的運営に当たることを目的とする。</p> <p>(所掌事務等)</p> <p>第3条 <u>実行委員会</u>は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。</p> <p>(1) <u>競技会</u>の開催及び運営に必要な方針並びに計画の決定に関すること。</p> <p>(2) <u>競技会</u>の開催及び運営に関すること。</p> <p>(3) <u>競技会</u>の開催及びその準備に係る経費に関すること。</p> <p>(4) 関係競技団体、その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) その他<u>実行委員会</u>の目的を達成す</p>	<p><u>第76回国民体育大会亀山市準備委員会会則</u></p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この会則は、第76回国民体育大会亀山市準備委員会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 この会は、<u>第76回国民体育大会 亀山市準備委員会</u> (以下「<u>本会</u>」という。) と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 <u>本会</u>は、第76回国民体育大会において、亀山市で開催される<u>競技種目別大会</u> (以下「<u>大会</u>」という。) を実施するために、必要な準備および大会の総括的運営に当たることを目的とする。</p> <p>(所掌事務等)</p> <p>第4条 <u>本会</u>は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。</p> <p>(1) <u>大会</u>の開催及び運営に必要な方針並びに計画の決定に関すること。</p> <p>(2) <u>大会</u>の開催及び運営に関すること。</p> <p>(3) <u>大会</u>の開催及びその準備に係る経費に関すること。</p> <p>(4) 関係競技団体、その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) <u>市民のスポーツ意識の高揚に関すること。</u></p> <p>(6) その他<u>本会</u>の目的を達成す</p>

<p>るために必要な事務及び事業に関する こと。</p> <p>第2章 組織 (組織)</p> <p>第4条 実行委員会は、会長及び委員で 構成し、委員は、次に掲げる者のうち から会長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>亀山市を代表する者</u> (2) <u>亀山市議会を代表する者</u> (3) <u>関係競技団体、関係団体及び関係 機関を代表する者</u> (4) その他会長が特に必要と認める者 (役員)</p> <p>第5条 実行委員会に次の役員を置く</p> <p>(1) 会 長 1名 (2) 副 会 長 若干名 (3) <u>常任委員 40名以内</u> (4) 監 事 2名 (役員の選任)</p> <p>第6条 会長は亀山市長をもって充て る。</p> <p>2 副会長及び常任委員は、委員のうち から会長が指名する。</p> <p>3 監事は、<u>第4条</u>に掲げる者のうちか ら会長が委嘱する。</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第7条 会長は、<u>実行委員会</u>を代表し、 会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事 故あるとき又は欠けたときは、あらか じめ会長が指定した順位により、その 職務を代理する。</p> <p>3 <u>常任委員は、常任委員会を構成し、 第12条第6項に掲げる事項を審議す</u></p>	<p>るために必要な事務及び事業に関する こと。</p> <p>第2章 組織 (組織)</p> <p>第5条 本会 _____ は、会長及び委員で 構成し、委員は、次に掲げる者のうち から会長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>関係競技団体、その他関係機関及 び関係団体を代表する者</u> (2) <u>学識経験を有する者</u> (3) <u>亀山市職員</u></p> <p>(4) その他会長が特に必要と認める者 (役員)</p> <p>第6条 本会 _____ に次の役員を置く</p> <p>(1) 会 長 1名 (2) 副 会 長 若干名 (3) 監 事 2名 (役員の選任)</p> <p>第7条 会長は亀山市長をもって充て る。</p> <p>2 副会長 _____ は、委員のうち から会長が指名する。</p> <p>3 監事は、<u>第5条</u>に掲げる者のうちか ら会長が委嘱する。<u>ただし、委員を兼 ねることはできない。</u></p> <p>(役員の職務)</p> <p>第8条 会長は、<u>本会 _____</u>を代表し、 会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事 故あるとき又は欠けたときは、あらか じめ会長が指定した順位により、その 職務を代理する。</p>
---	--

<p>る。</p> <p>4 監事は、<u>実行委員会</u>の財務を監査する。</p> <p>(任期等)</p> <p>第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから<u>実行委員会</u>の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。</p> <p>2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解くことができる。</p> <p>3 会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。</p> <p>4 <u>委員等は、無報酬とする。</u></p> <p>(顧問及び参与)</p> <p>第9条 <u>実行委員会</u>に、<u>顧問及び参与</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>顧問及び参与</u>は、会長が委嘱する。</p> <p>3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて助言する。</p> <p>4 <u>参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。</u></p> <p>5 <u>顧問及び参与</u>の任期等は、前条の規定を準用する。</p> <p>第3章 会議 (種類)</p> <p>第10条 <u>実行委員会</u>に次の会議を置く。</p> <p>(1) 総会 (2) <u>常任委員会</u> (3) <u>専門委員会</u></p> <p>(総会)</p> <p>第11条 総会は、会長及び委員をもつ</p>	<p>3 監事は、<u>本会</u>の<u>会計</u>を監査する。</p> <p>(任期)</p> <p>第9条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから<u>本会</u>の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。</p> <p>2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解くことができる。</p> <p>3 会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。</p> <p>(顧問)</p> <p>第10条 <u>本会</u>に、顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、会長が委嘱する。</p> <p>3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて助言する。</p> <p>4 顧問の任期は、前条の規定を準用する。</p> <p>第3章 会議 (種類)</p> <p>第11条 <u>本会</u>に次の会議を置く。</p> <p>(1) 総会</p> <p>(総会)</p> <p>第12条 総会は、会長及び委員をもつ</p>
---	---

<p>て構成し、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。</p> <p>(1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。</p> <p>(2) 事業計画及び事業報告に関すること。</p> <p>(3) 予算及び決算に関すること。</p> <p>(4) 会則の制定及び改廃に関すること。</p> <p><u>(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。</u></p> <p>(6) その他重要な事項に関すること。</p> <p>3 総会の議長は、会長又は会長の指名する副会長とする。</p> <p>4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。</p> <p>ただし、総会に出席できない委員は、代理人にその権限を委任し、または書面により議決に加わることができる。</p> <p>5 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。</p> <p><u>6 会長は、必要に応じて顧問及び参与到総会への出席を求めることができる。</u></p> <p><u>(常任委員会)</u></p> <p><u>第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。</u></p> <p><u>2 委員長は、会長をもって充てる。</u></p> <p><u>3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。</u></p> <p><u>4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。</u></p> <p><u>5 委員長に事故があるとき、又は欠け</u></p>	<p>て構成し、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。</p> <p>(1) 大会 の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。</p> <p>(2) 事業計画及び事業報告に関すること。</p> <p>(3) 予算及び決算に関すること。</p> <p>(4) 会則の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(5) その他重要な事項に関すること。</p> <p>3 総会の議長は、会長又は会長の指名する副会長とする。</p> <p>4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。</p> <p>ただし、総会に出席できない委員は、代理人にその権限を委任し、または書面により議決に加わることができる。</p> <p>5 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。</p>
---	--

たときは、副委員長がその職務を代理する。

6 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置及び専門委員会への委任に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

7 前条第4項及び第5項の規定は、常任委員会において準用する。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。

9 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員会の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決)

第14条 会長は、総会及び常任委員会(以下「総会等」という。)を招集する

第4章 会長の専決処分

(会長の専決)

第13条 会長は、総会

を招集する

いとまがないと認めるとき又は総会等の権限に属する事項のうち軽易なものについては、これを専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、亀山市生活文化部文化スポーツ課内に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 実行委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達

いとまがないと認めるとき又は総会の権限に属する事項のうち軽易なものについては、これを専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため、亀山市生活文化部文化スポーツ課内に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第16条 本会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第17条 本会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、本会の設立当初の会計年度については、この会則が施行された日から平成30年3月31日までとする。

第7章 解散

(解散)

第19条 本会は、その目的が達

<p>成されたときは、<u>総会の議決を経て解散する。</u></p> <p><u>2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、亀山市に帰属するものとする。</u></p> <p>第8章 補則 (委任)</p> <p>第21条 この会則に定めるもののほか、<u>実行委員会</u>の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 この会則は、平成29年8月24日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成30年4月27日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この会則は、平成31年1月31日から施行する。</u></p> <p><u>2 この会則の施行の際、現に第76回国民体育大会亀山市準備委員会の役員等である者は、三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会の役員等に委嘱されたものとする。</u></p> <p><u>3 この会則の施行の際、現に制定されている第76回国民体育大会亀山市準備委員会の方針、計画及び関係規定等中「第76回国民体育大会亀山市準備委員会」とあるものは、「三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会」と読み替える。</u></p>	<p>成されたときに 解散する。</p> <p>解</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p><u>第20条 本会が解散した場合において、その残余財産は、亀山市に帰属するものとする。</u></p> <p>第8章 補則 (委任)</p> <p>第21条 この会則に定めるもののほか、<u>本会</u>の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 この会則は、平成29年8月24日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成30年4月27日から施行する。</p>
--	---

資料

第 7 6 回国民体育大会 亀山市準備委員会役員・委員等名簿 (順不同・敬称略)

平成31年1月31日現在

	役 職	所属機関・団体・役職	氏 名
1	会 長	亀山市長	櫻 井 義 之
2	副会長	亀山市議会議長	小 坂 直 親
3	副会長	亀山市副市長	西 口 昌 利
4	副会長	亀山市教育委員会教育長	服 部 裕
5	副会長	亀山商工会議所会頭	岩 佐 憲 治
6	副会長	特定非営利活動法人 亀山市スポーツ協会会長	豊 田 利 一
	委 員	亀山市スポーツ推進審議会会長	
7	委 員	亀山警察署長	大 野 敏 幸
8	委 員	特定非営利活動法人 亀山市スポーツ協会副会長	平 井 一 正
9	委 員	特定非営利活動法人 亀山市スポーツ協会副会長	山 谷 和 久
	委 員	三重県軟式野球連盟亀山支部副理事長	
10	委 員	三重県軟式野球連盟副理事長	横 山 宗 晴
11	委 員	三重県ウエイトリフティング協会会長	柳 瀬 仁
12	委 員	亀山市ウエイトリフティング協会会長	平 岡 一 能
13	委 員	三重県高等学校体育連盟会長	阿 形 克 己
14	委 員	亀山市小中学校長会会長	豊 田 良 康
15	委 員	一般社団法人 亀山市観光協会会長	黒 田 力 男
16	委 員	亀山市スポーツ推進委員会会長	宮 坂 辰 男
17	委 員	亀山市総合政策部長	山 本 伸 治
18	委 員	亀山市生活文化部長	佐 久 間 利 夫
19	委 員	亀山市健康福祉部長	井 分 信 次
20	委 員	亀山市産業建設部長	大 澤 哲 也
21	委 員	亀山市立医療センター地域医療部長	古 田 秀 樹
22	委 員	亀山市教育委員会事務局教育部長	草 川 吉 次
23	委 員	亀山市運動施設施設管理者 (三幸・スポーツマックス共同事業体 代表企業 三幸株式会社名古屋支店 常務執行役員支店長)	土 屋 幸 成
24	委 員	公益財団法人 亀山市地域社会振興会理事長	岸 英 毅
25	監 事	亀山市代表監査委員	渡 部 満
26	監 事	亀山市会計管理者	渡 邊 知 子
27	顧 問	三重県議会議員	長 田 隆 尚

会長：1名、副会長：5名、委員：18名、監事：2名、顧問：1名【計27名】

第 7 6 回国民体育大会亀山市準備委員会会則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この会則は、第 7 6 回国民体育大会亀山市準備委員会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 この会は、第 7 6 回国民体育大会亀山市準備委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第 3 条 本会は、第 7 6 回国民体育大会において、亀山市で開催される競技種目別大会（以下「大会」という。）を実施するために、必要な準備および大会の総括的運営に当たることを目的とする。

(所掌事務等)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 大会の開催及び運営に必要な方針並びに計画の決定に関すること。
- (2) 大会の開催及び運営に関すること。
- (3) 大会の開催及びその準備に係る経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、その他関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事務及び事業に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 5 条 本会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体、その他関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 亀山市職員
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 監 事 2 名

(役員を選任)

第7条 会長は亀山市長をもって充てる。

2 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、第5条に掲げる者のうちから会長が委嘱する。ただし、委員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

3 監事は、本会の会計を監査する。

(任期)

第9条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解くことができる。

3 会長は、前項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問)

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じて助言する。

4 顧問の任期は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(種類)

第11条 本会に次の会議を置く。

(1) 総会

(総会)

第12条 総会は、会長及び委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 大会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 会則の制定及び改廃に関すること。

(5) その他重要な事項に関すること。

3 総会の議長は、会長又は会長の指名する副会長とする。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
ただし、総会に出席できない委員は、代理人にその権限を委任し、または書面により議決に加わることができる。

5 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決）

第13条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるとき又は総会の権限に属する事項のうち軽易なものについては、これを専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第14条 本会の事務を処理するため、亀山市生活文化部文化スポーツ課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

（経費）

第15条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

（事業計画及び予算）

第16条 本会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならない。

（事業報告及び決算）

第17条 本会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、本会の設立当初の会計年度については、この会則が施行された日から平成30年3月31日までとする。

第7章 解散

（解散）

第19条 本会は、その目的が達成されたときに解散する。

（残余財産の帰属）

第20条 本会が解散した場合において、その残余財産は、亀山市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成29年8月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月27日から施行する。

第 7 6 回国民体育大会亀山市準備委員会事務局規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 7 6 回国民体育大会亀山市準備委員会会則（以下「会則」という。）第 1 4 条の規定に基づき、第 7 6 回国民体育大会亀山市準備委員会（以下「準備委員会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第 2 条 準備委員会事務局（以下「事務局」という。）は、亀山市生活文化部文化スポーツ課に置く。

(所掌事務等)

第 3 条 事務局の所掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

(職員)

第 4 条 事務局に別表第 2 の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる職員をもって充てる。

(職務)

第 5 条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受け、担当の事務を掌理し、及び職員を指揮監督し、並びに事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第 6 条 職員の服務については、亀山市職員の例による。

第 2 章 決裁

(決裁事項)

第 7 条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会の招集に関する事。
- (2) 総会に付すべき事項に関する事。
- (3) 準備委員会の委員等の委嘱等に関する事。
- (4) 準備委員会の規程等の制定改廃に関する事。
- (5) その他特に重要であると認められる事項に関する事。

(専決事項)

第8条 事務局長及び事務局次長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要であると認められる事項については、上司の決裁又は指示を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決することができる。

2 専決権者が不在のときは、別表第4に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者が代決することができる。

第3章 文書の取扱い

(文書の記号番号等)

第10条 文書には、「亀国準」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りでない。

2 決裁文書には、次に掲げる決裁文書の種類に応じ、当該各号に定める決裁区分を表示しなければならない。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 会長の決裁を受けるもの | 会長 |
| (2) 事務局長の専決を受けるもの | 局長 |
| (3) 事務局次長の専決を受けるもの | 次長 |

(文書の保存)

第11条 処理済の文書は、事務局において編さんし、別に定める期間保存しなければならない。

2 会則第20条の規定により準備委員会が解散したときは、保存文書を亀山市へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、亀山市文書取扱規程（平成17年訓令第3号）の例による。

第4章 公印

(公印)

第13条 準備委員会の公印の名称、形状、大きさ、書体及び用途は、別表第5のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

(準用)

第14条 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、亀山市公印規

則（平成17年規則第7号）の例による。

第5章 財務

（旅費及び費用弁償）

第15条 職員の旅費の額及びその支給方法については、亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年条例第45号）及び亀山市職員の旅費に関する条例施行規則（平成17年規則第29号）の例による。

2 準備委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、亀山市職員の旅費に関する条例（平成17年条例第45号）及び亀山市職員の旅費に関する条例施行規則（平成17年規則第29号）の例による。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めることができる。

（予算）

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

（決算）

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第18条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他証拠書類を監事に提出しなければならない。

（出納員等）

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

（金融機関の指定）

第19条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

（準用）

第20条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、亀山市会計規則（平成17年規則第34号）及び亀山市契約規則（平成18年規則第5号）の例による。

第6章 補則

（委任）

第21条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て、事務局長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年8月24日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所 掌 事 務
(1) 準備委員会の組織、服務、人事に関すること。 (2) 総会の開催運営に関すること。 (3) 準備委員会の事業計画及び事業報告に関すること。 (4) 準備委員会の予算及び決算に関すること。 (5) その他準備委員会の運営に関し、必要な事項に関すること。

別表第2（第4条関係）

事務局長	生活文化部 次長
事務局次長	生活文化部 文化スポーツ課 課長
事務局職員	生活文化部 文化スポーツ課 職員

別表第3（第8条関係）

事 項	事務局長	事務局次長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答及び報告に関すること	重要なもの	軽易なもの
(2) 事務の分担に関すること。		○
(3) 出張命令に関すること。	準備委員会の委員等 及び事務局次長	事務局職員
(4) 工事又は製造その他の請負に関すること。	1件の予定価格が 500万円以下のもの	1件の予定価格が 100万円以下のもの
(5) 物品の購入、賃貸借、修理等に関すること。	1件の予定価格が 500万円以下のもの	1件の予定価格が 100万円以下のもの
(6) 前2号以外の契約等に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(7) 予算の流用等に関すること。		○

別表第4（第9条関係）

専決権者	代決者
事務局長	事務局次長
事務局次長	事務局職員のうち、あらかじめ事務局長が指定する者

別表第5（第13条関係）

名 称	書 体	寸 法 (ミリメー トル)	材 質	使 用 範 囲	個 数
第76回国民体育大会亀山市準備委員会会長之印	れい書	方 24	黄楊	会長名をもって する文書	1

